

社会保険労務士法人 D・プロデュースが毎月お送りしています  
ブログも更新中！是非ご覧ください！

<http://d-produce.net/>

Facebook <https://www.facebook.com/d.produce>

平成 30 年 7 月号

## Dプロニュース

ご連絡先：〒231-0012

神奈川県横浜市中区相生町 1-15 第二東商ビル 6F

TEL: 045-226-5482 FAX: 045-226-5483

E-Mail: [info@d-produce.com](mailto:info@d-produce.com)

HP: <http://www.d-produce.com>



### 「賃金引上げに向けた生産性向上事例集」 とは

#### ◆2冊の事例集

厚生労働省より、中小企業・小規模事業者の賃金引上げを目的とする生産性向上の取組みをまとめた①『～生活衛生関係営業～ 生産性・収益力向上の取組事例集～賃金引上げのヒント～』と、②『生産性向上の事例集～最低賃金の引上げに向けて～』の2冊の事例集が公表されました。①は、飲食業、宿泊業など「生活衛生関係営業」の企業に特化した、初めての事例集となります。

#### ◆各事例集の内容

##### ①『生活衛生関係営業 生産性・収益力向上の取組事例集～賃金引上げのヒント～』

この冊子では、平成 28 年7月に施行された中小企業等経営強化法に基づく「経営力向上計画」の認定を受け、収益力の向上に取り組んでいる企業の業務の効率化や働き方の見直しなどの事例が紹介されています。

特に、生活衛生業のうち、飲食業、宿泊業、洗濯業、理美容業の企業が取り上げられ、10 事例の取組みポイント等がわかりやすくまとめられています。

##### ②『生産性向上の事例集～最低賃金の引上げに向けて～』

この冊子では、個々の事業場を対象とした業務改善助成金や、業界団体を対象とした業種別中小企業団体助成金の活用事例をもとに、業務の効率化や働き方の見直しなどを実施して生産性向上を実現し、賃金の引上げを行った事例が紹介されています。

特に、取組みの中心となった人や、取組後の変化、助成金活用のポイント等、9事例がわかりやすくまとめられています。

#### ◆事例の一例

##### ①の「スマートフォンで確認できる動画マニュアル作成と経営分析ソフト導入による店舗毎の対策検討事例」

多店舗展開している飲食店の新規出店による規模拡大に向けた人材の確保・育成、および既存店の経営改善が目的。

⇒実施内容①:スマートフォンで確認できる動画の作業マニュアルの作成

⇒成 果①:作業工程が標準化し、全体の業務効率が上がり、営業利益率が 0.5%程度改善したほか、新規アルバイトの育成に係る時間が 5 日も短縮できた。

⇒実施内容②:経営分析ソフトの導入

⇒成 果②:各店舗の責任者によりバイトソフトの効率化と店舗ごとの営業戦略といった対策が可能となり、営業利益が1%程度増加した。

その他、生産性の向上、強いては賃金引上げにつなげるヒントが見つかることでしょう。

【厚生労働省「賃金引上げに向けた生産性向上の事例集を作成しました」】

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000206098.html>

## 新たな在留資格で外国人の長期就労が可能に

### ◆「骨太の方針」の原案

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」の原案をまとめました。人手不足対策として、外国人材の受け入れを拡大するため、新たな在留資格を創設することがポイントです。政府は現在、単純労働の分野で外国人の就労を原則として禁止していますが、医師や弁護士など高度な専門性を持った人材は積極的に受け入れ、家族の帯同も認めています。今回の原案による新たな在留資格の対象は、人手の確保が難しく、業種の存続・発展のために外国人材の受け入れが必要と認められる業種（農業、介護、建設、宿泊、造船）の5分野を想定しています。

### ◆最長で10年の就労が可能

日本では約128万人の外国人が働いています。その内訳は、人数の多い順に、①永住者や日本人と結婚した人、②留学生などのアルバイト、③技能実習生、④専門性が高い医師や研究者など——です。技能実習生は約25万8,000人で、5年前のおよそ2倍に膨らんでいます。今回の原案では、技能実習生に対する5年の就労延長を想定した新資格の創設を明記しました。実現すれば、最長で10年の就労が可能になります。政府は秋の臨時国会にも出入国管理法改正案を提出し、来年4月からの導入を目指します。さらに、骨太の方針では、新資格を得た人が日本語や専門分野の試験に合格すれば、在留期限の上限を撤廃し、家族の帯同も認める考えも掲げました。

### ◆技能実習制度が骨抜きになるとの懸念も

1993年に始まった技能実習生制度は、本来、途上国への技術移転が目的でした。日本での就労期間が延びるほど、身に付けた技術を母国で活かす機会は遠のきます。今回の案は、技能実習制度を骨抜きにする可能性も指摘され、事実上の移民政策につながる懸念の声も上がっています。

### ◆法務省「センター」で在留情報を一元管理

政府は、法務省に「在留管理インテリジェンス・センター」（仮称）を設け、雇用や婚姻などの

情報を一元管理させることで、不法就労を防ぐとしています。法務省は、新設する在留管理インテリジェンス・センターが外国人労働者の離職や転職などの状況を把握しやすいよう、雇用保険を所管する厚生労働省との情報共有を進める方針です。日本人と結婚した外国人が離婚した場合などに自治体と提携して情報を得るための法整備を進めます。また、外国人留学生の勤務先や勤務時間の管理を強化し、法定時間（1週間あたり28時間以内）を超えれば、在留許可を取り消す方針です。

## 「刑務所出所者等就労支援事業」と協力雇用主に対する支援制度

厚生労働省から、刑務所出所者等に職業相談や職業紹介等を行う「刑務所出所者等就労支援事業」についての報告書（「再出発で、社会とつながる—「刑務所出所者等就労支援事業」におけるハローワークと事業所の取組—」5月15日）が公表されました。

無職の出所者の再犯率が高いことから、国では、出所者の就労を通じた生活の基盤づくりを進めており、報告書には、当該事業を実施するハローワークおよび雇用協力する事業所の就労支援の工夫や雇用事例などが盛り込まれています。以下、この報告書について見てみます。

### ◆刑務所出所者の就労件数

平成28年度の就労件数は2,790件（平成27年度は2,675件、平成26年度は2,530件）となっています。

### ◆ハローワークの主な取組み

- ・刑務所内の職業相談・職業紹介……出所直後から就労と住居を確保できる寮のある事業所を紹介、事業所との面接時にスーツを貸与など
- ・出所後の就労支援……保護司、保護観察官等が協力して保護観察対象者を支援、公共職業訓練や農林漁業就職支援を活用した就職
- ・就職面接会の実施、内定通知書の発出で出所へのモチベーションを向上

### ◆事業所における雇用の取組み等

- ・採用の方針……「更生への思い」や「戦力にな

る人材」であることを重視

- ・採用にあたり利用した制度……「出所者等就労奨励金」、「身元保証制度」などの各制度を利用し負担を軽減、トライアル雇用（試行的な雇用）
- ・採用後の対応……所持金が少ない出所直後は給料を日払いで対応、従業員間の金銭貸与等を禁止し、トラブルを防止、自然なコミュニケーションを通じた関係づくり
- ・雇用後の感想……資質や能力を持つ対象者が多く、会社が求める人材を採用することができた、仕事への責任感があり信頼して仕事を任せられる、今後も事業を利用したい

#### ◆協力雇用主に対する支援制度

- ・協力雇用主に対する刑務所出所者等就労奨励金（法務省）

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対し、年間最大 72 万円の奨励金が支払われます。

その他、公共工事等の競争入札における優遇制度として、地方自治体の間で公共工事等の競争入札における協力雇用主に対する優遇制度があります。

【再出発で、社会とつながるー「刑務所出所者等就労支援事業」におけるハローワークと事業所の取組】

[http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-20180515/dl/after-service-20180515\\_houku.pdf](http://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-20180515/dl/after-service-20180515_houku.pdf)

## 7月の税務と労務の手続提出期限

### [提出先・納付先]

#### 10日

- 健保・厚年の報酬月額算定基礎届の提出期限[年金事務所または健保組合] <7月1日現在>
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付 <1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出[公共職業安定所] <前月以降に採用した労働

者がいる場合>

- 労働保険一括有期事業開始届の提出[労働基準監督署] <前月以降に一括有期事業を開始している場合>
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限 <年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付 <延納第1期分> [郵便局または銀行]

#### 17日

- 所得税予定納税額の減額承認申請 <6月30日の現況> の提出[税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出[公共職業安定所]

#### 31日

- 所得税予定納税額の納付 <第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出[労働基準監督署] <休業4日未満、4月～6月分>
- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]
- 固定資産税・都市計画税の納付 <第2期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

### 編集後記

社会保険労務士の越石です。

コンビニの店員さんに外国人の方が増えてきました。

私の場合、「お弁当を温めますか？」と聞かれて、「いいです」と答えても、かなりの確率で温められてしまいます。

恐らく「いいです」の滑舌が悪くて「イエス！」に聞こえるのだと思い、身振りつきで「いいです」と断るようにしています。

また、別の日に時間調整のため喫茶店に入ったときに、日本人の店員さんに「カフェモカをお願いします」と注文したのに、「カフェラテですね？」と言われてしまいました。単に私の滑舌の問題ですね。

私の滑舌にも問題ありなのかもしれませんが、日常の何気ない一幕の中で「伝える」と「伝わる」の大きな違いを再認識する一幕でした。

業務においてもこのようなコミュニケーションの行き違いは、十分あり得ることですね。

D・プロデュースでは、お客様に「伝わる」を意識して業務に取り組んでいきたいと思えますので、引き続きよろしくお願い致します。